

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

(1) アンティグア・バーブーダ国

アンティグア・バーブーダ国では、国内最大の漁港であるアンティグア島ポイントワーフに、無償資金協力により、岸壁・護岸・斜路の修復工事、水産加工場・衛生検査ラボの建設及び簡易な製氷機の設置等を目的として「水産開発センター建設計画（E/N 署名：2003 年度、2004 年度）」が実施され、同地区の漁業施設整備が行われた。

同国では本施設を「国際的な衛生基準に準拠した加工場・検査場」として整備することを目指しつつ、日本人専門家を派遣して水産物の品質管理・加工に関する技術移転を積極的に進めた。また、2001 年から 2007 年にかけて 1,274 トンから 2,257 トンに漁業生産量が増加し、更に 2011 年 8 月には、無償資金協力により「バーブーダ島零細漁業施設整備復興計画」が完工しており、今後はバーブーダ島から本施設への漁獲物の搬入が増加することが見込まれている。

このような状況下、主に水産加工場内で使用する氷を供給する目的で設置された当初の簡易な製氷機（製氷量/日:0.5 トン）では、現在の漁獲量に対して製氷能力が不足している。現在は冷凍庫を利用して、氷を製造し不足分を補っているが、効率が悪く加工場の稼働に支障をきたしている。また、今後国外への輸出を行うため衛生等の EU 基準を満たす検査機材が必要となってきた。

このような状況から、同国政府は「水産開発センター建設計画に係るフォローアップ協力」（製氷機の追加設置、ラボラトリー機材の追加設置）を要請し、これを受け JICA は、フォローアップ協力の実施に係る調査を実施し、要請案件の必要性及び妥当性を確認した。

同調査の結果、以下の点からフォローアップ協力の必要性及び妥当性が確認された。

①アンティグア・バーブーダの上位計画として、「水産インフラ改善」及び「（水産物輸出のための必要性が）EU 基準を満たす品質保証に向けた生物学的及び化学的検査の実施」が確認される。②製氷機の追加により、現在の製氷方法（必要製氷量を満たすために、本来の利用方法ではない、冷凍庫及び冷蔵庫を使った製氷）が改善され、加工室および冷凍庫の効率性の向上及び漁民の出漁用及び輸出業者の輸送用氷の供給に寄与する。③ラボラトリー機材の追加により、当該機材を用いて検査を行うことによって、海外市場への輸出のための水産物の安全と衛生精度の向上に寄与する。

本件は、同調査結果を踏まえ、現在本邦調達手続きを行っている（製氷機は 2015 年 7 月に、検査機材は 2015 年 3 月に現地到着予定）製氷機の設置に係る施工監理を行うものである。

【フォローアップ協力の概要】

1. 製氷機の設置及び施工監理

2. 検査機材（重金属分析機材、微生物検査機材、水質検査機材）の供与及び検査機材（重金属分析機材）の実務指導

【無償資金協力の概要】

- ・ E/N 署名 2003 年度（1/2 期）、2004 年度（2/2 期）
- ・ 詳細設計を含む合計供与限度額 1.68 億円（1/2 期）、7.53 億円（2/2 期）
- ・ 岸壁・護岸・斜路の修復工事、水産加工場・衛生検査ラボの建設及び簡易な製氷機の設置等

(2) ドミニカ国

ドミニカ国では、同国で水産資源が豊富なマリゴット地区に、無償資金協力により、水産施設（防波堤、岸壁、斜路、荷捌加工場、漁具倉庫等）の整備を目的として、「マリゴット漁港整備計画（E/N 署名：2002 年度）」が実施され、同地区の漁港整備が行われた。

また、首都ロゾーには、マリゴット水産施設が整備される以前に、我が国の無償資金協力により、水産施設（岸壁、斜路、加工施設、製氷・冷凍・冷蔵設備等。以下「ロゾー水産施設」）を整備している。マリゴット水産施設では、漁船内での鮮魚向け、地元向け販売時、餌保管時等の目的で氷を利用するニーズはあったものの、ロゾー水産施設の一部である製氷設備の生産能力に

余裕があったことから、基本設計時の調査・検討の結果、最終的にマリゴット水産施設には製氷設備は整備せずに、ロゾー水産施設の氷を流用・保管する設計とし、貯氷施設のみを設置した。

しかしながら、ロゾー水産施設については、同地区の漁獲物が基本設計時の想定より増加し、鮮度保持のため必要な製氷量の需要が増大し、製氷設備は十分に稼働しているが、生産余剰が少なくなっている。また、燃料の高騰等により必要な氷をロゾー水産施設よりマリゴット水産施設へ廉価で運搬することができなくなっている。

さらに、マリゴット水産施設は、同地区内の全ての漁村（7か所）の集荷拠点として機能するようになり、漁獲量と流通量が増加し、漁獲物の鮮度保持のため氷の需要が増加している。マリゴット水産施設では今後も更に増加が想定される漁獲量及び流通量に見合った氷が必要となることから、独自の製氷能力を備える必要が新たに生じている。

このような状況から、同国政府は「マリゴット漁港整備計画に係るフォローアップ協力」（製氷機の追加設置）を要請し、これを受け JICA は、フォローアップ協力の実施に係る調査を実施し、要請案件の必要性及び妥当性を確認した。

同調査の結果、以下の点からフォローアップ協力の必要性及び妥当性が確認された。

- ① ドミニカの上位計画として、「漁獲物の質的向上のための漁業施設の改善」が確認される。
- ② 製氷機の追加により、増加している需要に見合った氷がマリゴット水産施設で供給されることにより、現在の調達方法（ロゾー水産施設からの氷の運搬）が改善され、魚価高騰の抑制にも寄与するとともに、水産局が進める、鮮度が保持された水産物の摂取に関する啓蒙活動にも寄与する。

本フォローアップ協力は、同調査結果を踏まえ、現在本邦調達手続きを行っている（製氷機は、2015年7月に現地到着予定）製氷機の施工監理を行うものである。

【フォローアップ協力の概要】

1. 製氷機の設置及び施工監理

【無償資金協力の概要】

- ・ E/N 署名 2002 年度
- ・ 詳細設計を含む合計供与限度額 16.63 億円
- ・ 防波堤、水揚岸壁、斜路、市場・管理棟の建設、冷凍冷蔵保管庫の設置等

7. 業務の内容

本業務従事者は、本フォローアップ協力で行うアンティグア・バーブーダ国及びドミニカ国における製氷機の設置にかかる着工前の業務支援及び現地での工事の施工監理を行う。なお、製氷機の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導を行う技師が別途メーカー（前川製作所）から派遣される予定です。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年4月下旬～7月中旬：15日間）

- ① フォローアップ調査結果及び調達検査機材の内容をレビューする。
- ② 機材仕様及び工事図面を確認する。
- ③ 当該機材の現地における通関状況を確認する。
- ④ 施工監理業務計画書案を作成する。なお、施工監理業務計画書案は業務概要、実施方針、工程表、業務組織計画、打合せ計画、施工監理計画、連絡体制、その他必要事項を含むものとする。
- ⑤ 現地派遣期間の活動計画を作成し、JICA 資金協力業務部との派遣前会議で確認する。

（2）現地派遣期間（2015年7月下旬～10月上旬：80日間）

- ① JICA ドミニカ共和国事務所と打合せを行う。
- ② アンティグア国及びドミニカ国実施機関等と協議を行う。
- ③ 以下のとおり施工監理を行う。

ア) JICA 本部と資機材調達業者との契約書（以下「契約書」）にて規定される仕様書、図面等

に則って、同契約書で定められた品質を確保しながら正しく施工されるために、資機材調達業者の業務（工程管理、品質管理、工事写真管理、安全管理等）を監督する。

イ) 上記ア)の結果を、施工監理業務結果報告書(様式は問わない)に取りまとめる。

ウ) 契約書及び入札図書との不適合又はその恐れがあると認められる場合、その時点でJICA資金協力支援部に報告する。

エ) 契約書及び入札図書の内容に変更が生じる場合には、事前に変更内容をJICA資金協力業務部に報告する。変更に伴い必要となる図面、数量変更を取りまとめ、必要に応じ、その変更金額の積算を行い、JICA資金協力業務部に報告する。

オ) 施工監理業務計画書における重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度、JICA資金協力業務部に変更施工監理業務計画書を提出する。

カ) その他、施工監理について確認を要する事項があればJICA資金協力業務部に報告する。

④ 製氷機の設置工事の完了検査のためのチェックリストを作成し、実施機関に完了検査方法及び留意事項を説明する。

⑤ 製氷機の設置工事の完了検査において、契約書で定められた品質を満たしているのかを確認する。品質を満たしていないことが確認された場合は、JICA資金協力業務部に報告する。

⑥ 製氷機の利用・維持管理に係るカウンターパート機関への提言を取りまとめる。

⑦ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、カウンターパート機関に提出し、報告する。

⑧ JICA ドミニカ共和国事務所に対し報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2015年10月上旬～10月中旬：5日間）

① 業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 資金協力業務部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)業務完了報告書とする。

(1) 現地業務結果報告書（アンティグア・バーブーダ国分）（英文4部：JICA ドミニカ共和国事務所1部、JICA 資金協力業務部1部、C/P 機関2部）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 製氷機の利用・維持管理に係るカウンターパート機関への提言

④ 完了検査報告書（写）

(2) 現地業務結果報告書（ドミニカ国分）（英文4部：JICA ドミニカ共和国事務所1部、JICA 資金協力業務部1部、C/P 機関2部）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 製氷機の利用・維持管理に係るカウンターパート機関への提言

④ 完了検査報告書（写）

(3) 業務完了報告書（和文1部）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 製氷機の利用・維持管理に係るカウンターパート機関への提言

④ 完了検査報告書（写）

⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA 本部から業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費
- ・通信費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015 年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2015 年 7 月下旬～10 月上旬

なお、機材の輸送・通関の遅れ等により変更される可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務従事者のみによる活動となります。

③ 便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

1) 空港送迎

なし（関連情報を提供します。）

2) 宿泊手配

あり

3) 車両借上げ

なし（関連情報を提供します。）

4) 通訳備上

なし

5) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします

6) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 資金協力業務部実施監理第三課（TEL:03-5226-9256）にて閲覧可能とします。

- ・フォローアップ調査報告書

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・アンティグア・バーブーダ国水産センター建設計画基本設計調査報告書
- ・ドミニカ国マリゴット漁港整備計画基本設計調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上